

平成 27 年度税制改正 その 2

Q：前回に続いて平成 27 年度改正税制で、中小企業に重要な主な改正点を解説して下さい。

A：デフレ脱却・経済再生に税制活用を。

1. 試験研究費の税額控除制度の見直し

(1) 改正内容

平成 27 年 4 月 1 日以降開始事業年度より、「総額型」(試験研究費総額の 8~10%、中小企業は 12%を税額控除可能な制度。)の税額控除上限額を法人税額の 30%から 25%に引下げます。

(2) 「特別試験研究費の税額控除制度」

(特別試験研究費×20%又は30%の税額控除(法人税額の5%上限)を創設します。なお「特別試験研究費」は下記図表(財務省資料)の内容です。

		現行法	改正法
一般	控除限度の総枠	法人税額の30%(26年度末まで、原則20%)	法人税額の30%
	税額控除率	8~10%(中小法人12%)	8~10%(中小法人12%)
特別試験研究費	控除限度額	法人税額の30%(26年度末まで、原則20%) 控除限度超過額は1年間繰越。	法人税額の25% 控除限度超過額の繰越控除は廃止。
	範囲	以下の試験研究に要する費用 国の試験研究機関等・大学との共同・委託研究 民間企業との共同研究 中小企業者への委託研究 等	・の委託先に「公益法人等、地方公共団体の機関・地方独立行政法人等」を追加 ・「中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加
	税額控除率	12%	30%、~等:20%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内	法人税額の5%(別枠)

()27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

2. 外形標準課税の拡大

(1) 改正内容

大法人の法人事業税課税標準につき、2年間で所得割を現行の3分の2に縮小、付加価値割及び資本割の外形標準課税を現行の2倍に拡大します。

(2) 「所得拡大促進税制」へ配慮して3年間は所得拡大しても事業税増税とならない様に調整します。

3.非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し

(1)改正内容

現行制度では、贈与税の納税猶予の適用を受けている場合や、未だ経営承継期間内の場合に、現経営者から次期経営者へ自社株贈与する際に、先の猶予税額は免除になりませんでした。

(2)適用範囲を拡充

相続税でなく贈与税の納税猶予適用を受けている場合、経営承継期間内でも病気等でやむを得ず代表者交代する場合、次期経営者に自社株贈与する際に、先の猶予税額は改正により免除されます。

4.長期保有資産の買換特例（9号買換え）の延長

長期所有の土地、建物等から国内の土地・建物・機械装置等への買換特例の適用期限を2年3か月（平成29年3月31日まで）延長します。但し、買換資産から機械装置・コンテナ用貨車を除きます。

平成27年6月
税理士法人石井会計

